

岐阜市下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る事務処理要綱

平成21年10月 1日決裁

令和 2年 9月 3日決裁

改正 令和 4年3月31日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、岐阜市下水道条例（昭和36年岐阜市条例第35号）及び岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 上下水道事業部営業課長（以下「営業課長」という。）は、指定工事店が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 営業課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 営業課長は、当該指定工事店からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成する。

(文書による注意)

第4条 営業課長は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うとともに始末書の提出を要請することができる。

(処分)

第5条 営業課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、岐阜市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の可否について、意見を具申することができる。

2 処分の内容は、別表の違反行為の内容の欄に掲げる場合について、それぞれ当該処分内容の欄に定めるものとする。

3 別表に該当しない違反行為又は該当する違反行為であっても特に悪質と認められるものの処分の内容は、審査委員会にて協議し決定する。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
- 4 聴聞は、営業課長が主宰する。
- 5 営業課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 前各項に定めるもののほか、意見陳述に係る手続に関しては、岐阜市行政手続条例及び岐阜市上下水道事業部聴聞規程（平成6年岐阜市水道部管理規程第7号）に定めるところによる。

（審査）

第7条 管理者は、営業課長からの報告に基づき審査委員会を開催して、処分についての審査を行うものとする。

（関係者の出席等）

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（処分の通知）

第9条 管理者は、処分を決定した場合は、被処分者に対し当該処分の通知を行う。

- 2 管理者は、岐阜市下水道排水設備指定工事店規程（平成10年岐阜市水道部管理規程第4号）第8条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合は、同規程第10条の規定により告示を行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年 9月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に違反行為が行われたものから適用する。

下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る処分基準

* 処分内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき
特段の事由があるときの最大の罰則(期間)を示します。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	下水道条例 第13条第3項	下水道排水設備指定工事店 規程第8条第1項第2号	下水道排水設備指定工事店 規程第3条 第1号 第2号 第3号 第4号ア 第4号イ 第4号ウ 第4号エ 第4号オ	下水道排水設備指定工事店 規程第11条 第1項	1. 事業所ごとに責任技術者を置かないとき。 指定取消し ○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 2. 規程で定める機械器具を有しなくなったとき。 指定取消し ○規程で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定工事店に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 3. 本県内に事業所がなくなったとき。 指定取消し ○「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 指定取消し ○指定工事店が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。 5. 下水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 指定取消し ○一律に指定を取り消す。 6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 指定取消し ○一律に指定を取り消す。 7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 指定取消し又は指定停止6月以下 ① 不正に下水使用等をしたとき。 指定停止6月以下 ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 指定停止3月以下 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 指定停止6月以下 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 指定停止6月以下 ⑤ その他の違反行為 (主として工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。) 指定停止6月以下 8. 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 指定取消し ○指定工事店が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
責任技術者選任等義務違反	下水道条例 第13条第3項	下水道排水設備指定工事店規程第8条 第1項第4号 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	1. 責任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 責任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し 指定停止3月以下	○ 選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○ 選任を解くよう指導し、解任届を提出させる。(文書による注意)。 この指導に従わない場合は、指定を停止する。
届出義務違反	下水道条例 第13条第3項	下水道排水設備指定工事店規程第8条 第1項第3号 第3項	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の提出をしたとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 指定取消し	○ 変更届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の提出を行った場合は指定を取り消す。 ○ 廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の提出を行った場合は指定を取り消す。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
指定工事店の責務及び遵守事項	下水道条例第13条第3項	下水道排水設備指定工事店規程第8条第1項第5号	1.下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従って、工事を施行しなかったとき。	指定停止6月以下	○関係法令、条例、規程、施工基準に従わない場合が該当する。 基準に適合させるよう是正を指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		下水道排水設備指定工事店規程第12条第2項第1号	2.適正な工費で施行しなかったとき。	指定停止6月以下	○工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示させる。(文書による注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第2号	3.工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	指定停止6月以下	○工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わさないよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第3号	4.指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与したとき。	指定停止6月以下	○指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与しないよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第4号	5.条例第12条第1項に規定する排水設備工事を管理者に申し込みせず、その承認を受けずに着手したとき。	指定停止6月以下	○速やかに管理者に申し込み、その承認を受けるよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第5号	6.工事を責任技術者の管理の下において設計及び施行をしなかったとき。	指定停止6月以下	○責任技術者の管理の下において設計及び施行をするよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第6号	7.災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者からの協力の要請があったときに協力しなかったとき。	指定停止6月以下	○災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者からの協力の要請に対し協力するよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第7号	8.施工した工事について、管理者から必要な報告又は資料の提出を求められ、これに応じなかったとき。	指定停止3月以下	○施工した工事について、管理者からの必要な報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じるよう指導する。(文書注意又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

違反項目	根拠条文		関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
工事施行に関する義務違反	下水道条例 第13条第3項	下水道排水 設備指定工 事店規程第8 条 第1項第4号	下水道排水設備 指定工事店規程第11条 第7項	1.排水設備の検査の際、管理者の 求めに対し、正当な理由なく排水 設備工事責任技術者を検査に立 ち合わせないとき。	指定停止3月以下	○ 当該業者から事情を聴取し て指導する。(文書による注意 又は指定停止を決定する。) この指導に従わない場合は、 指定を取り消す。
不正申請	下水道条例 第13条第3項	下水道排水 設備指定工 事店規程第8 条 第1項第1号	下水道排水設備 指定工事店規程第2条	1.不正の手段により指定業者とし て指定を受けたとき。	指定取消し	○ 事実が判明したら、速やかに 取消しを行う。